

## 規制シート(様式)

190189900460001

2016/12/7

規制の名称	日本船舶の登録等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船舶法(明治32年法律第46号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局検査測度課登録測度室 室長 田中 独歩
規制目的	船舶の国籍、総トン数、登録等、船舶に対する行政上の管理に関する事項を定める。		
規制内容の概要	<p>日本船舶が日本の国旗を掲げて航行するための要件として、以下のことを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本国内に船籍港を定め、総トン数の測度を受けること(第4条)</li> <li>○登記を行った後、船舶原簿に登録を行い、船舶国籍証書の交付を受けること(第5条、第6条)</li> <li>○定期的に船舶国籍証書の検認を受けること(第5条ノ2)</li> <li>○日本の国旗を掲げ、名称等を標示すること(第7条)</li> </ul> <p>等</p>		
規制の最近の改廃経緯	<p>—</p>		
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>海洋法に関する国際連合条約により、いずれの国も自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給すること(同条約第91条)、及び自国を旗国とする船舶の名称及び特徴を記載した登録簿を保持すること(同条約第94条)が求められているため、制度を維持する必要がある。</p>		
(規制を改革する場合の改革の方向性)	<p>—</p>		
見直し条項	<p>—</p>		
次の見直し時期	平成33年度		